

かつらぎ町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 15,915	千円 10,589,676	千円 331,549	千円 1,717,091	% 16.2	% 13.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

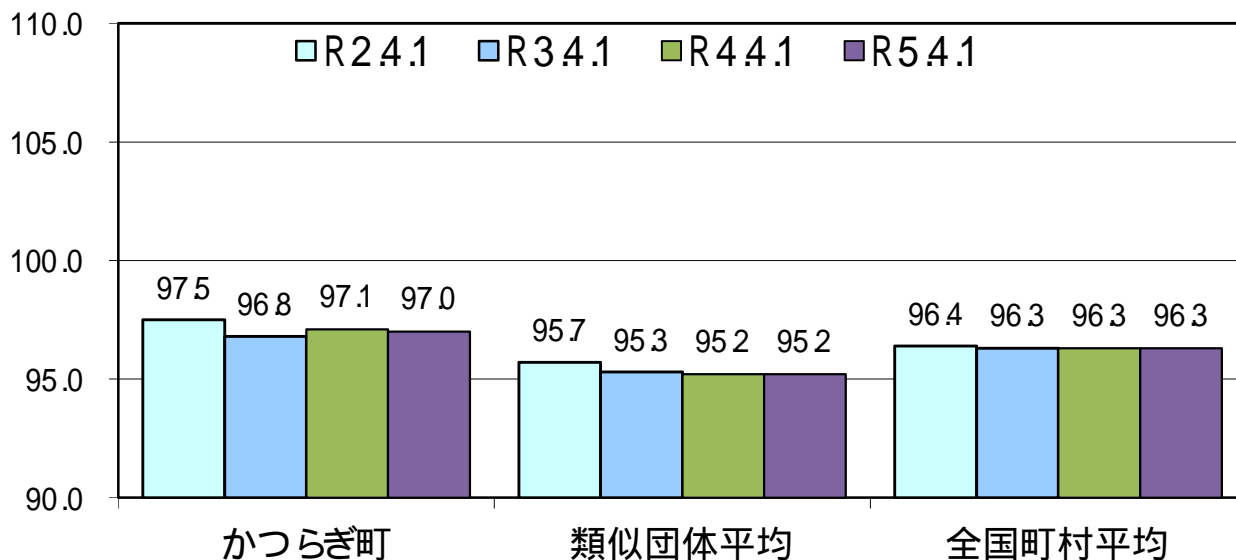
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 180	千円 681,917	千円 118,074	千円 265,926	千円 1,065,917	千円 5,922	千円 5,561

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレース指数を単純平均したものである。

令和5年4月1日のラスパイレース指数が、3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、3年連続で上昇している場合、100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
4年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
4年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

給料表の見直し [実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引下げなし。高齢層については、最大4%程度の引下げ。

激変緩和のため、8年間(令和5年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

地域手当の見直し

地域手当なし

その他の見直し内容

平成27年4月1日から、管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
かつらぎ町	44.4 歳	327,700 円	388,275 円	346,084 円
和歌山県	42.9 歳	320,113 円	403,878 円	358,163 円
国	42.4 歳	322,487 円		404,015 円
類似団体	42.3 歳	306,115 円	362,405 円	330,364 円

技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
かつらぎ町	28.0 歳	2 人	200,000 円	227,850 円	225,850 円				
和歌山県	58.8 歳	22 人	309,155 円	329,103 円	323,589 円				
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円		329,178 円				
類似団体	50.9 歳	6 人	265,516 円	292,200 円	277,330 円				

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
かつらぎ町			

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和2年～令和4年の3ヶ年平均）。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
かつらぎ町	歳	円	円
和歌山県	44.3 歳	373,991 円	428,753 円
類似団体	39.5 歳	287,025 円	322,788 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 個人情報保護の観点から、職員数が1人の項目は「 」とする。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		かつらぎ町	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	191,700 円	182,200 円
	高校卒	154,600 円	158,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	151,900 円	156,800 円	—
	中学卒	—	143,800 円	—
小・中学校 (幼稚園)教育職	大学卒	175,300 円	214,200 円	—
	短大卒	161,600 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和5年4月1日現在）

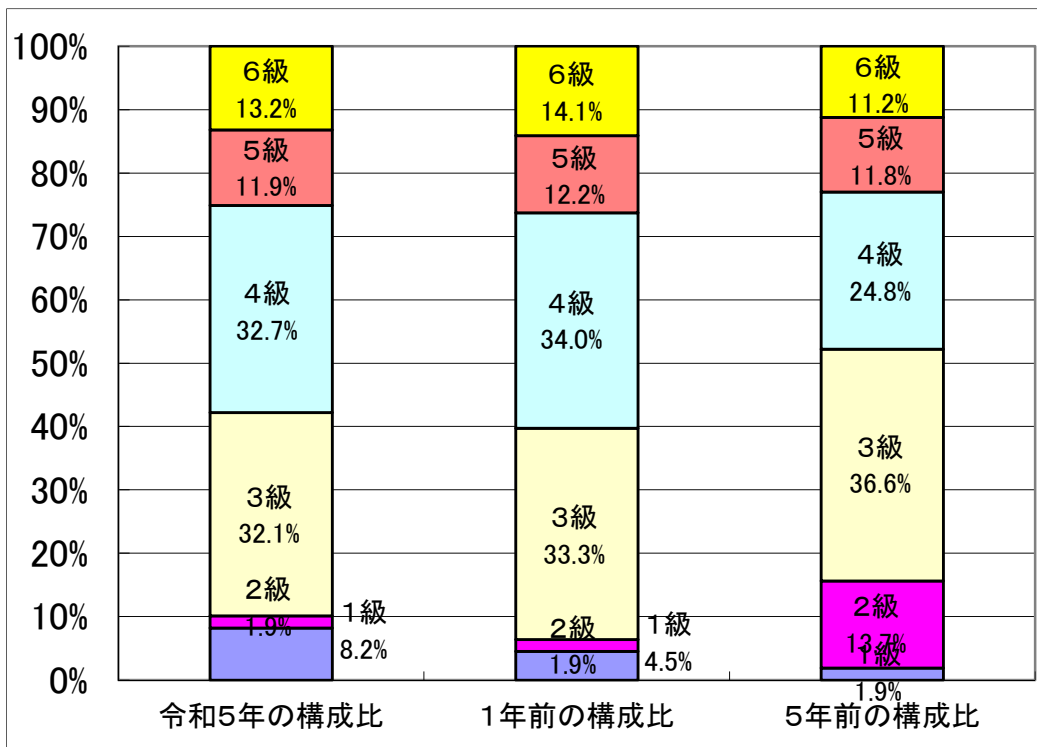
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	270,700 円	359,300 円	380,900 円	395,900 円
	高校卒	—	328,800 円	363,000 円	380,700 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
小・中学校 (幼稚園)教育職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

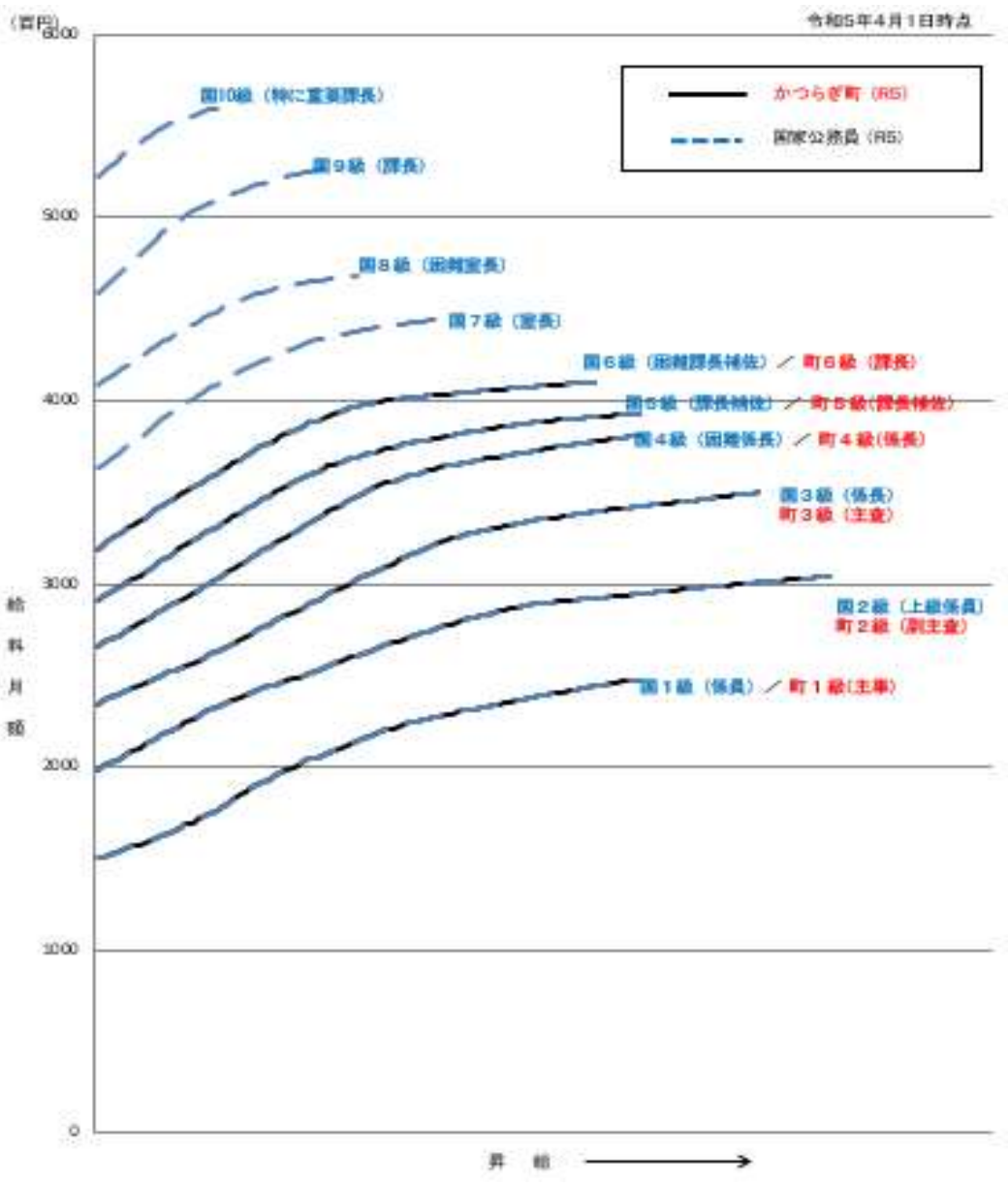
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	参事及び会計管理者の職務、課長の職務、主幹の職務	21人	13.2%	319,200円	410,200円
5級	課長補佐の職務、副主任の職務	19人	11.9%	290,700円	393,000円
4級	係長の職務、主任の職務	52人	32.7%	266,000円	381,000円
3級	主査の職務	51人	32.1%	234,400円	350,000円
2級	副主査の職務	3人	1.9%	198,500円	304,200円
1級	主事の職務、主事補の職務	13人	8.2%	150,100円	247,600円

- (注) 1 かつらぎ町の給与条則に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区 分	昇給実績があ る区分	昇給可能な区 分	昇給実績があ る区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ．人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

かつらぎ町	和歌山県	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,591 千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,576 千円	—
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

かつらぎ町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)	
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円～65,000円)の60月分				
(退職時特別昇給)	なし)				
1人当たり平均支給額	1,987 千円	千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		640 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		23,700 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		13.7%		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
町税事務	税務課職員	町税の賦課及び徴収	354 千円	月額 2,200円
		財産の差押え等の強制処分	0 千円	1日 500円
		滞納整理のための督促的徴収	0 千円	1日 200円
防疫等作業	健康推進課職員 産業観光課職員	感染症患者等の救護、感染症病原体等の処理作業、家畜伝染病に対する防疫作業	0 千円	4時間につき 1,000円
行旅死病人収容作業	住民福祉課職員	行旅死病人の収容作業	0 千円	行旅死人 1件 2,000円 行旅病人 1件 1,000円
犬、猫等の死体収容処理	環境課職員	犬、猫等の死体収容作業	77 千円	1件 1,000円
有害鳥獣処分	産業観光課職員	有害鳥獣の殺処分作業	209 千円	1件 1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	62,779 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	487 千円
支給実績（令和3年度決算）	54,749 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	351 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶 養 手 当	(支給額) 配偶者 6,500円 子1人につき 10,000円 父母等1人につき 6,500円 (加算額) 満16歳から満22歳の子 5,000円	同		21,264 千円	236,216 円
住 居 手 当	借家・借間を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) 最高 27,000円	同		5,725 千円	260,219 円
通 勤 手 当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 (支給額) 交通機関 限度額 55,000円 交通用具 3,400~31,600円	異	通勤距離区分	14,049 千円	90,636 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 (支給額) 参事等 50,000~60,000円 課長職 40,000円 主 幹 20,000円	同		11,328 千円	453,106 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間に勤務した場合、1時間あたりの給料額の135%を支給	同		1,304 千円	76,696 円
宿日直手当	宿直勤務を行った職員 (支給額) 1回 4,400円 勤務時間の2分の1に相当する勤務は2,200円	同		1,626 千円	36,133 円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	700,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 810,000 円 / 699,000 円	
	(円)			
副 町 長	600,000 円	670,000 円 / 546,000 円		
	(円)			
報 酬	議 長	300,000 円	345,000 円 / 263,900 円	
	(円)			
	副 議 長	250,000 円	275,000 円 / 213,400 円	
	(円)			
	議 員	230,000 円	250,000 円 / 200,800 円	
	(円)			
期 末 手 当	町 長	(令和4年度支給割合)		
	副 町 長	2.40 月分		
	議 長	(令和4年度支給割合)		
	副 議 員	2.60 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職月数×43.3/100	14,548,800円	任期毎
		給料月額×在職月数×25.8/100	7,430,400円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

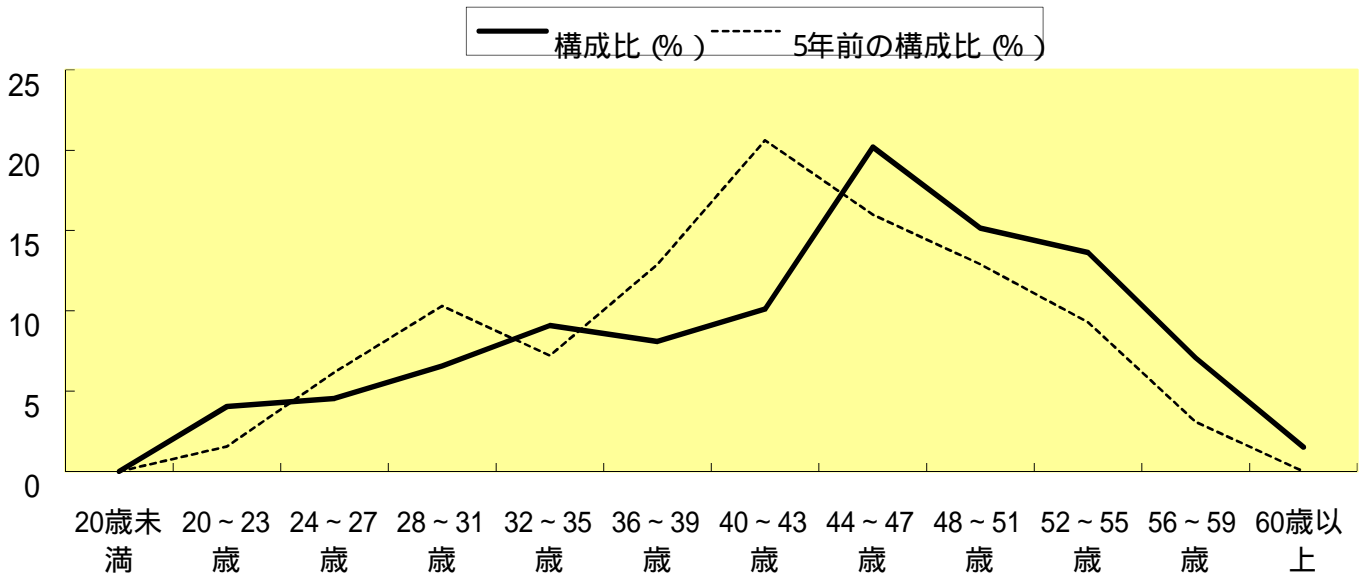
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	業務の充実(総務一般、庁舎建設、支所、) 業務の縮小(税務) 業務の縮小(農業一般) 業務の充実(土木一般) 業務の充実(その他社会福祉施設)
		総 務	54	58	3	
		税 務	15	14	1	
		農 林 水 産	20	17	3	
		商 工	5	5	0	
		土 木	17	18	1	
		民 生	16	17	1	
		衛 生	22	22	0	
		計	152	154	2	
	部 門	教 育 部 門		26	26	0
消 防 部 門		0	0	0		
小 計		178	180	2	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 113.10人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 119.56人)	
公 営 企 業 会 計 部 門	病 院 水 道 下 水 道 其 他	病 院	1	1	0	退職者不拡充
		水 道	6	6	0	
		下 水 道	4	4	1	
	其 他	7	7	0		
小 計		19	18	1		
合 計			197 [231]	198 [231]	1	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 124.41人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	8人	9人	13人	18人	16人	20人	40人	30人	27人	14人	3人	198人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	過去 5 年間の 増減数(率)
一般行政	147	147	146	147	152	154	7(4.8%)
教育	24	23	25	25	26	26	2(8.3%)
消防	0	0	0	0	0	0	—
普通会計計	171	170	171	172	178	180	9(5.3%)
公営企業等会計計	23	21	21	20	19	18	5(21.7%)
総合計	194	191	192	192	197	198	4(2.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 3年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
4年度	466,413	13,754	42,185	9.0	8.6

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

2 平成31年度より地方公営企業法適用。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4年度	5	24,166	1,610	8,827	34,603	6,920	5,936

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
かつらぎ町	45.6歳	397,567円	585,100円
団体平均	44.3歳	330,766円	493,186円
事業者	—歳	—	—円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

かつらぎ町（下水道事業）		かつらぎ町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和4年度）	1744千円	1人当たり平均支給額（令和4年度）	1,591千円
（令和4年度支給割合）		（令和4年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40月分	1.90月分	2.40月分	1.90月分
(1.35)月分	(0.90)月分	(1.35)月分	(0.90)月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～10%		・役職加算 5～10%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

かつらぎ町（水道事業）			かつらぎ町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率 2～45%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率 2～45%）	
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 （0円～65,000円）の60月分		退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 （0円～65,000円）の60月分	
（退職時特別昇給 1人当たり平均支給額	なし） 千円		（退職時特別昇給 1人当たり平均支給額	なし） 1,987 千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）				千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）				円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）				%
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度決算）	左記職員に対する支給単価
			千円	

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	800 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	400 千円
支給実績（令和3年度決算）	1,219 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	305 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	(支給額) 配偶者 6,500円 子1人につき 10,000円 父母等1人につき 6,500円 (加算額) 満16歳から満22歳の子 5,000円	同		1,159 千円	231,700 円
住居手当	借家・借間を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) 最高 27,000円	同		0千円	0 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 (支給額) 交通機関 限度額 55,000円 交通用具 3,400～31,600円	同		91 千円	45,500 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 (支給額) 課長職 40,000円 主 幹 20,000円	同		720 千円	360,000 円

(2) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 3年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
4年度	367,884	11,094	51,895	14.1	14.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4年度	6	24,926	3,266	9,860	38,052	6,342	6,018

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
かつらぎ町	47.0 歳	347,764 円	551,458 円
団体平均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円
事業者	— 歳		— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

かつらぎ町（水道事業）		かつらぎ町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和4年度）	1,643 千円	1人当たり平均支給額（令和3年度）	1,591 千円
（令和4年度支給割合）		（令和3年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	1.90 月分	2.40 月分	1.90 月分
(1.35)月分	(0.90)月分	(1.35)月分	(0.90)月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～10%		・役職加算 5～10%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

かつらぎ町（水道事業）			かつらぎ町（一般行政職）		
支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)	
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円～65,000円)の60月分		退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円～65,000円)の60月分	
(退職時特別昇給	なし)		(退職時特別昇給	なし)	
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	1,987 千円	千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）				607 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）				60,720 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）				83.3 %
手当の種類（手当数）				2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度決算）	左記職員に対する支給単価
料金徴収手当	上下水道課職員	水道料金等の各戸徴収	0 千円	1日 200 円
緊急連絡待機手当	上下水道課職員	事故及び障害処理のための待機	607 千円	1時間 200 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	2,218 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	369 千円
支給実績（令和3年度決算）	4,081 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	680 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和4年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和3年度決算）
扶養手当	（支給額）配偶者 6,500円 子1人につき 10,000円 父母等1人につき 6,500円 （加算額）満16歳から満22歳の子 5,000円	同		696 千円	348,000 円
住居手当	借家・借間を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 （支給額）最高 27,000円	同		0 千円	0 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 （支給額）交通機関 限度額 55,000円 交通用具 3,400～31,600円	同		331 千円	66,134 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 （支給額）課長職 40,000円 主幹 20,000円	同		0 千円	0 円